

道路ストック（横断歩道橋）長寿命化修繕計画更新業務委託

特記仕様書

1. 適用範囲

本特記仕様書は、「道路ストック（横断歩道橋）長寿命化修繕計画更新業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。なお、この特記仕様書に定めなき事項については、山梨県県土整備部共通仕様書に準拠すること。

2. 業務の目的

本業務は、令和3年3月に策定した「甲府市横断歩道橋長寿命化修繕計画」（以下、長寿命化修繕計画）を基に、最新の点検結果や修繕実績、新技術等の活用検討を反映し横断歩道橋長寿命化計画の更新を行うことによって、長寿命化と修繕・架け替えに係る費用の縮減、年度間費用を平準化することを目的とする。

3. 業務内容

長寿命化修繕計画の進捗状況を確認し、対象歩道橋（4橋）の最新の点検・診断結果や修繕実績を反映した補修シナリオを作成する。今後の維持管理費用のライフサイクルコストが最小化できる計画を検討し、適切な横断歩道橋の維持管理に必要な事業費を算出する。事業費は、過年度に実施した点検結果から補修項目・単価を設定し算出する。新技術等の活用や費用の縮減についても検討し、長寿命化修繕計画の更新を行う。

4. 横断歩道橋長寿命化修繕計画策定（更新）

横断歩道橋長寿命化修繕計画策定（更新）における業務内容は、下記のとおりとする。

（1）計画準備

① 業務計画書の作成

受託者は、契約後速やかに業務の実施体制を整え、業務計画書を監督員へ提出するものとする。

② 既存資料の収集整理

受託者は、既定計画の他、本業務の実施において必要な資料を収集するものとする。

（2）計画全体の方針検討

① 老朽化対策における基本方針

既定計画の課題を踏まえ、長寿命化修繕計画の目的や対象施設、計画期間、個別施設の老朽化の状況（管理施設数、健全性の判定区分の割合、修繕等措置の着手状況等）、対策の優先順位の考え方、維持管理体制など、今後の計画的な老朽化対策を実施する上で必要となる情報や考え方を整理し、計画期間における老朽化対策の基本的な方針を検討する。

② 新技術等の活用方針

定期点検の効率化や高度化、修繕等の措置の省力化や費用削減などを図るため、新技術等が活用可能な横断歩道橋を抽出し、従来技術に対する有効性、効率性、安全性、経済性の比較

を行ったうえで新技術等の活用や費用の縮減に関する考え方や取り組み方針、具体的な数値目標を設定する。

(3) 個別の構造物に関する整理・検討

① 構造物の諸元、検結果及び次回点検時期の整理

既存資料より、構造物の名称、架設年度、形式、点検結果、点検時期、構造物単位の健全性など、必要な諸元情報を整理する。なお、橋梁情報一覧表を貸与する。

③ 現地踏査

長寿命化修繕計画更新業務に先立って現地踏査を行う。

④ 対策内容の検討

最新の点検結果及び集約化・撤去、機能縮小の検討結果に基づき、過年度に選定した対策内容を見直し、今後実施する措置（修繕など）の対策内容を構造物毎に設定する。

⑤ 対策の着手・完了予定年度の検討

優先順位の考え方、構造物毎の概算費用、単年度の予算等に基づき、措置に着手する予定年度及び措置が完了する予定年度を設定する。

⑥ 対策に係る全体概算事業費の算出

対策内容の検討結果に基づき、計画期間中に要する全体の概算事業費を算出する。

(4) 公表用資料の作成

長寿命化修繕計画を住民等へ広く情報公開することを目的とし、公表資料（HP 掲載用）の作成を行う。

(5) 報告書作成

各項目についてとりまとめを行い、報告書を作成する。

(6) 協議打合せ

協議打合せは業務着手時、中間（2回）、成果品納入時の計4回を予定する。なお、業務実施に際し簡易な協議事項等は電子メール等を活用し連絡を密に行う。

5. 貸与品及び身分証明

本業務を実施するにあたって必要となる資料（定期点検資料等）については貸与する。また、現地での調査が必要となった場合は、身分証明を交付し調査を実施すること。

6. 電子納品作成要領

納品する電子データは、「山梨県県土整備部電子納品要領」（以下、「要領」という）及び「山梨県県土整備部 電子納品運用マニュアル」（以下、「運用マニュアル」という）に従い作成する。ただし、ファイル形式については監督員との協議によるものとする。

7. 成果品

成果品は、要領及び運用マニュアルに基づいて作成した電子データ及び紙データを、以下の通り提出する。

- ・ 報告書（A4版） 2部
- ・ 電子媒体（CD-R） 2部

8. その他

本業務を実施するにあたって、疑義事項が発生した場合は、その都度協議し解決を図る。また、本業務実施の際に知りえた情報等について、他への流用を固く禁ずる。

9. 配置技術者及び認証登録

【配置技術者】

配置予定技術者（主任技術者、照査技術者）は以下に示す①か②、③のいずれかの資格を保有すること。

- ① 総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）に登録のある技術士
- ② 建設部門（鋼構造及びコンクリート）に登録のある技術士
- ③ R C C M（鋼構造及びコンクリート）の有資格者